

## 医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言をお願いします!!

### 医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言とは？

医療・介護・保育分野の有料職業紹介事業を行っている事業者から、職業安定法及び職業安定法に基づく指針を遵守することを宣言いただく取組です

宣言は、医療・介護・保育分野の有料職業紹介事業者であれば行うことができ、今後、当該事業を行うことを予定している有料職業紹介事業者も宣言することが可能です

### 宣言のメリットは？

宣言をしていただくと、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」に適合宣言職業紹介事業者として登録され、当サイトを通じて広く求職者、求人者に遵法意識が高い職業紹介事業者であることが周知されます

(人材サービス総合サイトとは)

労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や最新情報の提供を行っているサイトです

詳しくは次のURLをご確認ください <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

### 宣言はどうやって行うの？

宣言書に記載されている各項目を確認いただき、記載内容を遵守している項目をチェック (☑)の上、事業所名、職業紹介許可番号等を記載の上、提出をお願いします

なお、すべての項目を遵守している場合に宣言を行うことができます

宣言書に必要事項を記載後、以下の提出先に郵送で提出してください

[宣言書]

宣言書は裏面をご覧ください、なお、以下のURLからもダウンロードできます

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045159.html>

[提出先]

記載された宣言書は、以下の提出先に郵送でお送りください

・厚生労働省職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室

(住所) 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

(電話) 03-5253-1111 (内線: 5874・5875)

### 宣言する際に注意することは？

#### ①宣言の取り下げ

- 宣言書の各項目を遵守していないことが判明した場合は、宣言を取り下げることができます  
取り下げの場合は、上記の宣言提出先にご連絡をお願いします  
なお、取り下げ後、再び宣言書の各項目を遵守できた場合は、改めて宣言を行うことができます

#### ②宣言の取り消し

- 上記①の宣言の取り下げがない状態で、宣言書の各項目を遵守していないことが判明した場合は、厚生労働省が宣言を取り消す場合があります  
厚生労働省から宣言を取り消された場合は、取り消された事業所であることが「人材サービス総合サイト」で公表されるとともに、6か月間改めて宣言を行うことはできません

#### ③宣言の有効期間

- 宣言の有効期間は、宣言日が含まれる年度の末日(3月31日)までです  
有効期間が経過した後は、再度の宣言がない限り自動的に無効になります  
(ただし、令和2年1月から3月までに行った宣言は、宣言期間が短期間になることから、令和2年度の末日(令和3年3月31日)までを有効期間とします)

# 宣 言 書

この宣言書は、職業安定法又は職業安定法に基づく指針に規定されている以下の内容を遵守することを宣言いただくものです。

以下の3項目についてご確認いただき、遵守されている場合は、口欄に☑を入れて、下記記載欄に事業所名・職業紹介許可番号等を記載の上、提出をお願いします。

## 【職業安定法に規定されている事項】

厚生労働省が運営する人材サービス総合サイトに、自社の紹介実績等の情報として、以下の情報を入力または登録を行っています。

- ① 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に就職した者の数
- ② 上記①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数
- ③ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数
- ④ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
- ⑤ 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- ⑥ 返戻金制度の導入の有無及び導入している場合はその内容

注：上記①～④は「人材サービス総合サイト」に入力、⑤～⑥は同サイトにPDFの登録又は自社のHPのURLのご登録をお願いしています。

「人材サービス総合サイト」につきましては、下記URLをご確認ください。

・人材サービス総合サイト <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

## 【職業安定法に基づく指針に規定されている事項】

指針に規定されている内容を踏まえ、以下の内容で業務運営しています。

- ① 自らの紹介により就職した者（無期雇用に限りません）に対し、就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていません
- ② 求人者から徴収する手数料に関する返戻金制度を設けています
- ③ 求職者及び求人者双方に対して、求職者または求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しています  
また、返戻金制度に関する事項について明示しています
- ④ 求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）を提供していません

## 【都道府県労働局からの是正指導】

宣言書提出時点において、都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていません。

また、過去に受けた是正指導については是正済みです。

[宣言の取り下げ、取り消しについて]

宣言後、上記各項目に反していることが判明した場合は、宣言を取り下げることができます

取り下げ後、各項目に反する事実が是正された場合は、改めて宣言を行うことができます

各項目に反している事実があるにもかかわらず、取り下げがない場合は、厚生労働省が宣言を取り消すこともあります

厚生労働省から宣言が取り消された場合は、取り消された事業所として人材サービス総合サイトで公表されるとともに、6か月間改めて宣言を行うことはできなくなります

令和 年 月 日

事業所名

所在地

電話番号

職業紹介許可番号

保育事業主の皆さまへ

## 魅力ある職場作りを目指す保育事業主のための 人材確保等支援助成金のご案内です

### I 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

保育事業主の方が賃金制度の整備・実施を通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合 ➡ **最大 230万円** を助成します

#### 助成金の概要

#### A 制度整備助成：50万円

保育事業主の方が労働者の職場への定着を促進するために賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数などに応じて階層的に定めるものの整備）を行い、実施した場合に制度整備助成を支給します。

#### B 目標達成助成（第1回）：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）

Aに加え、賃金制度の適切な運用を経て、労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に目標達成助成（第1回）を支給します。

#### C 目標達成助成（第2回）：85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円）

Bに加え、賃金制度の適切な運用を経て、労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了3年経過後に目標達成助成（第2回）を支給します。

### II 雇用管理制度助成コース（短時間正社員制度）

保育事業主の皆さまが新たに短時間正社員制度を導入・実施し、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合 ➡ **最大 72万円** を助成します

#### 助成金の概要

離職率に関する目標を達成した場合に、目標達成助成57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を支給します。

離職率に関する目標、短時間正社員の定義、生産性要件およびその他要件などの詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。




計画が認定された場合でも、各申請時に支給要件を厳正に審査の上、支給・不支給を決定します。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL011021企02

## 「保育の現場・職業の魅力向上検討会」について

### 1. 目的

現在、「子育て安心プラン」に基づき、認可保育所等を中心に整備を進める中で、保育の担い手の確保が困難な状況が続いている。また、令和元年10月から幼児教育・保育の重要性にかんがみ無償化が始まった中で、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが不可欠であり、保育の質を担う保育士等の役割は一層重要になっている。

これらの背景を踏まえつつ、保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士という職業や、働く場所としての保育所の魅力向上やその発信方法等について、子ども家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

### 2. 主な検討事項

- (1) 保育士という職業の魅力向上とその発信方法
- (2) 魅力ある職場づくりに向けた、雇用管理改善と業務効率化
- (3) 保育士資格を有する方と保育所とのマッチングの改善

### 3. 構成員（◎…座長、○…副座長）

近江屋 希(鳩の森愛の詩あすなる保育園 園長)	菊地 加奈子(全国社会保険労務士会連合会 分野別業域拡大支援部会委員)
佐藤 博樹(中央大学大学院戦略経営研究科教授)	佐藤 弘道(NHK「おかさんといっしょ」第10代 体操のお兄さん)
◎汐見 稔幸(東京大学名誉教授)	那須 信樹(中村学園大学教授)
馬場 拓也(社会福祉法人愛川舜寿会常務理事)	御手洗 洋子(大分県福祉保健部こども未来課長)
宮川 勉(小学館 第三児童学習局プロデューサー兼教育編集室室長)	森 知子(聖和短期大学准教授)
○吉田 正幸(株式会社 保育システム研究所 代表)	若林 和彦(相模原市こども・若者未来局参事兼保育課長)
オブザーバー	内閣府子ども・子育て本部、 文部科学省初等中等教育局、 厚生労働省職業安定局

### 4. 運営

検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が、同局総務課、大臣官房総務課広報室、職業安定局の協力を得て、行う。

### 5. スケジュール

令和2年2月～4月にかけて、5回程度開催、その後必要に応じて継続的に開催。

### 6. その他

この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上定める。

## 「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」の概要

令和元年12月10日 子ども・子育て会議

### はじめに

- ▷ 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行後、政府は、保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできた。今年10月からは、幼児教育・保育の無償化が開始。
- ▷ 子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目的として、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じることとされている。
- ▷ 平成27年度の施行から数えて今年度が5年目。今般、子ども・子育て会議において、地方分権改革に関する提案事項や制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項を整理し検討した。以下の対応方針により、政府において必要な対応をとることを求める。

### 制度全般に関する主な事項

- 保育標準時間・短時間の区分については、事務負担軽減が期待される一方で、保育の長時間化の懸念が指摘されており、その在り方について引き続き検討すべき。
- 保育の必要性認定における「求職」の取扱いについて、求職活動の内容・確認方法の例示等を通知等により周知すべき。

### 公定価格全般に関する主な事項

- 公定価格の設定方法については、「積み上げ方式」を維持すべき。
- 本年10月の改定により2号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、経営実態調査において人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乘せするべき。
- 地域区分について、自地域より支給割合の高い区分の地域に困まっている場合には、それらの地域のうち、支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべき。
- 保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべき。一方で、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については、保育所等の運営全体に与える影響に鑑み、慎重に検討すべきであり、特に人件費の削減は、人員配置の実態にも鑑み行うべきではない。
- 減価償却費加算の地域区分について、保育所等整備交付金制度と同様に区分を見直すべき。

### 処遇改善や事務負担軽減等、人材の確保に関する主な事項

- 更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべき。
- 処遇改善等加算について、賃金改善の基準年度の取扱いを含め、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討すべき。
- 夜間保育所のより安定した経営の構築に向け、夜間保育加算を拡充すべき。
- 離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関する実態把握や対応策の検討に着手すべき。

### 教育・保育の質の向上に関する主な事項

- 職員配置基準の改善については、「0.3兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべき。
- チーム保育推進加算・栄養管理加算の充実にについては、必要となる財源の確保と併せて検討すべき。
- 給食実施加算については、園として必要となる費用に応じた内容となるよう加算適用の在り方を見直すとともに、きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算単価の充実を検討すべき。
- 主幹教諭等専任加算について、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても取得できるような要件を弾力化すべき。
- 施設関係者評価加算について、学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、自己評価の実施を前提に、公開保育の取組との一体的な実施に対する一層の支援に向け、検討すべき。

### 地域の子育て支援活動の充実に関する主な事項

- 障害のある子どもへの受入れや、地域における子育て支援の取組の、公定価格における評価を検討すべき。
- 被虐待児等の要保護児童の支援に関し、要保護児童対策地域協議会への参加や個別の支援といった保育所等での取組を評価することを検討すべき。

### 認定こども園に関する主な事項

- 私立認定こども園に係る障害児等支援事業の補助対象の一部を見直し、事務の簡素化を図るべき。
- 幼保連携型認定こども園の保育教諭の免許状・資格併有の促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ特例の在り方について引き続き検討すべき。

### 地域型保育事業に関する主な事項

- 先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、地域型保育事業所卒園後の受入先確保を促すべき。
- 連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況等を踏まえて、引き続き検討すべき。

### 地域子ども・子育て支援事業に関する主な事項

- 一時預かり事業について、職員の処遇改善や補助単価の見直し等を検討すべき。
- 病児保育事業について、実態調査を踏まえた検討を行うとともに、利用管理のためのシステム構築費用の補助等を検討すべき。
- 一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)において、障害児を受け入れる場合の単価のあり方を検討すべき。

### 終わりに

- 制度全般に対する見直しは第3期の子ども・子育て支援事業計画期間との関係性も考慮し、5年後を目途として行うべき。
- 公定価格の次回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて5年後に実施することとし、それまでの間における中間的な見直しの実施についても引き続き検討すべき。

子保発 1018 第 1 号  
国都計 第 7 5 号  
国住街 第 1 1 5 号  
平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日

各都道府県 各指定都市  
児童福祉所管部（局）長 殿  
都市計画行政担当部長 殿  
特定行政庁 殿

厚生労働省 子ども家庭局 保 育 課 長

(印影印刷)

国土交通省 都 市 局 都市計画課長

(印影印刷)

住 宅 局 市街地建築課長

(印影印刷)

#### 大規模マンションにおける保育施設の設置促進について

平素より児童福祉行政、都市計画・建築行政に関するご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

子育て安心プラン(平成 29 年 6 月 2 日) (別紙 1) においては、

#### 「○大規模マンションでの保育園の設置促進

- ・容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設併設のモデル事例を地方自治体に周知する。
- ・さらに、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいて保育施設の適切な確保が図られるよう地方自治体に要請する。」

とされたところです。

これを踏まえ、容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設等併設のモデル事例等について、別紙2のとおり取りまとめましたので、保育施設等併設を促進する際の参考として頂きますようお願いいたします。

また、子育て安心プランの内容に則し、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいては、下記事項に留意し、保育施設の適切な確保を図って頂きますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く）に対しましても、本通知を周知頂きますようお願いいたします。

## 記

- (1) 容積率緩和の特例措置を活用しようとする大規模マンションの建設時には、特に保育施設に対する局所的な需要増が生じる可能性があることから、周辺地区の状況を含めた保育施設の必要性の有無、必要な規模等について検討し、建設に関する都市計画の立案時点や、総合設計制度等の許可申請時点から、都市計画部局、建築部局及び保育部局で連携し、情報共有に努めること。
- (2) 検討の結果、需要増により新たな保育施設の確保が必要と見込まれる場合には、必要に応じて、保育施設の設置を都市計画の内容や総合設計制度の許可条件として反映し、その適用が図られるように検討すること。
- (3) 当該大規模マンションの開発を行う事業者に対し、児童福祉政策の観点から保育施設の確保の必要性を示し、保育施設の設置を要請するとともに、必要に応じて、モデル事例について情報提供すること。
- (4) 保育施設に係る容積率緩和の特例措置の適用に当たっては、当該施設の性質上、その需要が入居者及び周辺住民の年代構成に左右されることに鑑み、将来、保育施設の需要が減少した場合に許容される用途変更の範囲について、あらかじめ示しておくことが考えられること（別紙3）。

以上

担当・問合せ先

厚生労働省 子ども家庭局 保育課 坪井

TEL：03-5253-1111（内4852）

国土交通省 都市局 都市計画課 尾本

TEL：03-5253-8111（内32642）

住宅局 市街地建築課 石井

TEL：03-5253-8111（内39633）

# 「子育て安心プラン」【平成29年6月2日公表】

別紙1

## 【待機児童を解消】

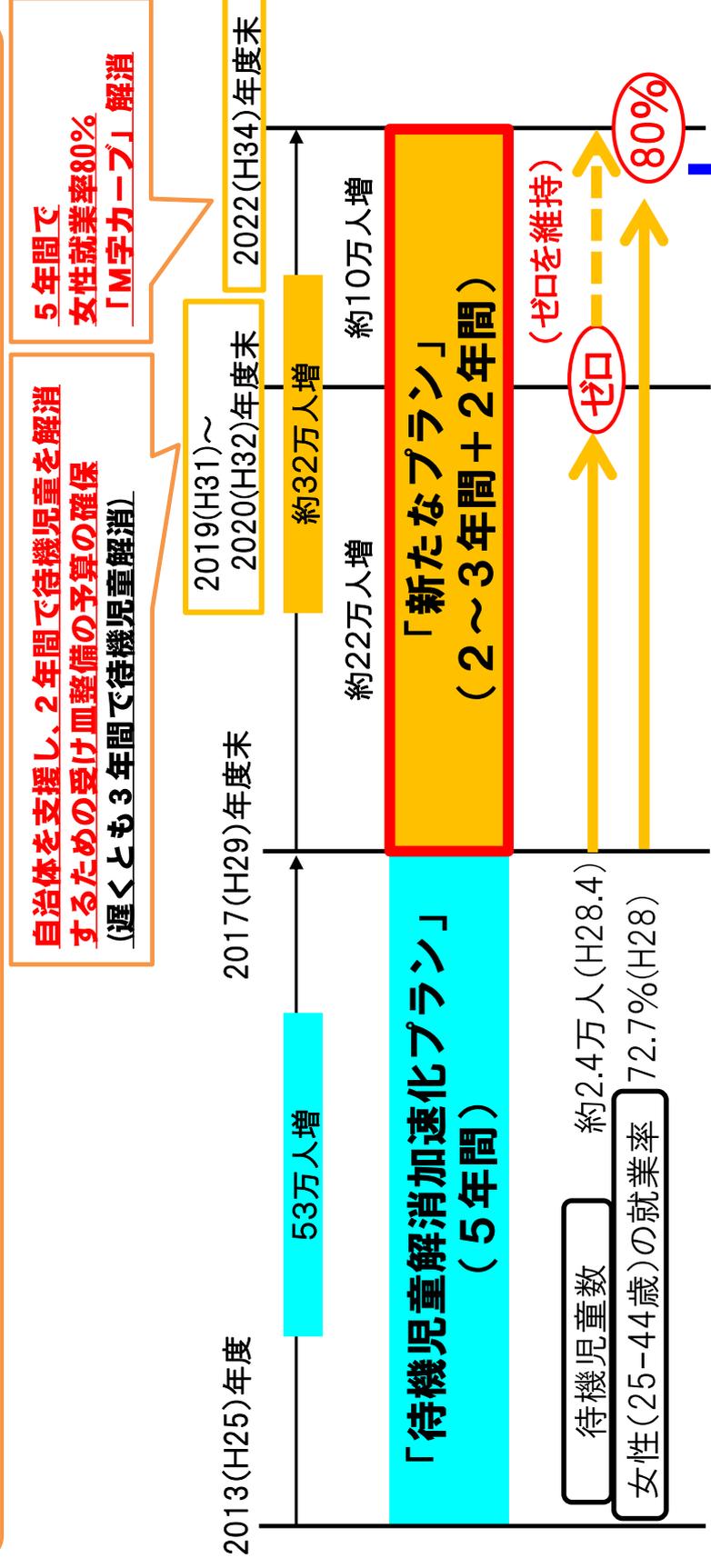
国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。**

(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「**M字カーブ**」を**解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。

(参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)



※約32万人分の受け皿整備を2年前倒し  
(平成29年9月25日総理事会見)

# 6つの支援パッケージの主な内容

## 1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
  - ・大規模マンションでの保育園の設置促進
  - ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
  - ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
  - ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
  - ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
  - ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
  - ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

## 2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

## 3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシエルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

## 4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

## 5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

## 6 保育と連携した「働き方改革」

～二一ズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

# 1 保育の受け皿拡大

## 【新】都市部における高騰した保育園の賃借料への補助【29年度予算】

賃借料の高騰により、公定価格における賃借料加算と大きく乖離している地域における保育園等の設置支援として、保育対策総合支援事業費補助金により、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との差額の一部を支援する。

## ○大規模マンションでの保育園の設置促進

- ・ 容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設併設のモデル事例を地方自治体に周知する。
- 【新】 さらに、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいて保育施設の適切な確保が図られるよう地方自治体に要請する。

## ○固定資産税減免の普及【29年度税制改正】

### (1) 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

保育園等の用地確保に困難を抱える自治体において、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能である旨を通知等により周知し、保育園等のための土地の確保に取り組み自治体を支援する。

### 【新】(2) 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を自治体に対して普及する。

国土交通省  
別紙2  
容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設等の併設事例

所在地	地区名等 (竣工年月日)	緩和手法	緩和後の容積率 (指定容積率)	住戸数	併設保育施設等	住宅以外の 併設用途
埼玉県 川口市	川口金山町12番 (H26.3)	高度 利用地区	350% (200%)	約360戸	保育所 定員:112名	事務所 店舗
東京都 港区	浜松町一丁目地区 (H31.5予定)	高度 利用地区	900% (600%)	約560戸	保育所 定員:40名	事務所 店舗
東京都 文京区	春日・後楽園駅前地区 (H33.11予定)	高度 利用地区	850%/ 950%/ 600% (600%)	約770戸	保育所(予定) 定員:未定	事務所 店舗
東京都 品川区	目黒駅前地区 (H29.11予定)	高度 利用地区	896%, 550% (300%/ 500%/ 700%)	約940戸	保育所 定員:120名	事務所
東京都 豊島区	東池袋四丁目地区 (H33予定)	高度 利用地区	600%/1,000% (300%/ 400%/ 600%)	約230戸	保育所(予定) 定員:約60名	事務所 店舗
兵庫県 明石市	明石駅前南地区 (H29.3)	高度 利用地区	700% (600%)	約220戸	保育所 定員:38名	市役所窓口 図書館
東京都 中央区	勝どき五丁目地区 (H28.12)	再開発等 促進区	1070% (400%)	約1,440戸	保育所 定員:45名	事務所 店舗
東京都 中央区	勝どき六丁目地区 (H20.1)	再開発等 促進区	960% (400%)	約2,800戸	保育所 定員:45名	店舗
大阪府 大阪市	-※	総合設計 制度	500% (300%)	約260戸	キッズルーム 63㎡	-
兵庫県 神戸市	-※	総合設計 制度	230% (200%)	約250戸	遊び場(プレイロット) 925㎡	-

※個別のマンション名のため非掲載。国の総合設計許可準則(以下「準則」という。)で示す保育所等以外の保育施設について容積率を緩和した事例。 1

### 保育施設等の併設を公共貢献として評価する運用基準等の例

#### 1. 都市計画諸制度

自治体名	運用基準等の名称	容積緩和の手法	保育施設に係る容積率緩和の内容
東京都	新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針等	高度利用地区 特定街区 再開発等促進区	保育施設等の子育て支援施設の床面積に応じて容積率を緩和。
福岡市	福岡市都心部機能更新誘導方策	再開発等促進区	同上

#### 2. 総合設計制度(国の準則で示す保育所等以外の保育施設について容積率を緩和した事例)

自治体名	運用基準等の名称	国の準則で示す保育所等以外の保育施設に係る容積率緩和の内容
大阪市	大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準	大阪市子育て安心マンションの認定を受ける共同住宅の一定のキッズルーム等について、当該施設に供する部分の容積率を緩和。
神戸市	神戸市総合設計制度許可取扱要領	こうべ子育て応援マンションの認定基準を満たした遊び場(プレイロット)について、公開空地に準ずる空地として扱い、容積率を緩和。

### 大規模マンションの建設に際し保育施設等の併設を求める条例等の例

自治体名	条例の名称	対象となる規模	内容
東京都 台東区	大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同住宅で総戸数100戸以上</li> <li>敷地面積2,000㎡以上 又は延べ面積1万㎡以上</li> </ul>	保育施設等の設置が必要と認められる場合、整備の協力を要請。
東京都 世田谷区	世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>住戸専用面積が40㎡以上の住戸の数が50以上</li> <li>住戸の用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上</li> </ul>	建築の届け出前に、子育て施設等の設置について協議を行わなければならない。

平成29年3月30日改定、同年4月1日施行

## 都市開発諸制度活用方針等の改定について (東京都)

- 容積率割増しの評価を受けた子育て支援施設※1について、将来の地域における子育て支援施設の需  
要や区市町との協議を踏まえ、他施設への転用を可能とします。
- 元気高齢者の交流施設※2を容積率の割増しの評価対象とします。

	改定項目	改定前	改訂後
子育て支援施設	容積率割増しの評価を受け た施設の他施設への転用	子育て支援施設又は高 齢者福祉施設※3	将来の子育て支援施設の需 要を踏まえ、区市町との協 議により定めた施設への転 用を可能とする
高齢者向け施設	容積率割増しの評価対象	高齢者福祉施設	高齢者福祉施設及び元気高 齢者の交流施設

### 【改定する東京都の都市開発諸制度】

- 特定街区、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計許可

※1：保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、その他これらに類する施設  
 ※2：ふれあいサロンや老人クラブなど元気高齢者の活動拠点となる、区市町との協議を踏まえて設ける施設  
 ※3：特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護施設、小規模多機能型居宅介護施設、その他これらに類する施設

# 大規模マンションにおける 保育施設の設置促進に向けた 取組事例について

国土交通省都市局都市計画課 課長補佐 雪野 智行

## 1. はじめに

政府においてはこれまで、直近の待機児童の状況等を踏まえつつ、潜在的ニーズにも対応しうる保育の受け皿拡大に向けた取組が進められてきたところであるが、そのひとつが、2017年（平成29年）6月2日公表の「子育て安心プラン」の支援施策に位置づけられた、「大規模マンションでの保育園の設置促進」である。

本稿では、子育て安心プランを踏まえた国土交通省の取組と、地方公共団体における取組について、取組内容や具体事例等を紹介する。

## 2. 大規模マンションにおける 保育施設の設置促進について（通知）

大規模マンションの建設時には、特に保育施設に対する局所的な需要増を生じる可能性がある。このため、このような大規模マンションの建設にあたっては、保育施設の整備等による保育施設の適切な確保を要請するため、2017年（平成29年）10月18日、厚生労働省（子ども家庭局保育課長）及び国土交通省（都市局都市計画課長・住宅局市街地建築課長）の連名により、「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」を地方公共団体に通知した。（図1）

### 大規模マンションにおける保育施設の設置促進について

2017年（平成29年）6月公表の「子育て安心プラン」において、保育の受け皿拡大に向けた**大規模マンションでの保育園の設置促進**が支援施策に位置づけられたことを踏まえ、厚生労働省、国土交通省による連名通知を发出。

（抜粋）子育て安心プラン（2017年（平成29年）6月2日）

#### ○大規模マンションでの保育園の設置促進

- ・容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設併設のモデル事例を地方自治体に周知する。
- ・さらに、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいて保育施設の適切な確保が図られるよう地方自治体に要請する。

#### 厚生労働省、国土交通省による連名通知の概要

容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおける保育施設等併設のモデル事例等について、各地方自治体に周知するとともに下記留意事項を通知

#### ○都市計画等の立案時点から、都市・建築部局と保育部局の連携・情報共有

#### ○新たな保育施設の確保が必要と見込まれる場合に、必要に応じて、都市計画の内容や総合設計の許可条件などに反映

#### ○その際、開発事業者に対し、保育施設の確保の必要性を示し、保育施設の設置を要請するとともに、必要に応じてモデル事例等を情報提供

#### ○保育施設の容積率特例措置の適用に当たり、将来の需要が減少した場合のために、許容される用途変更の範囲をあらかじめ決めておく

図1 厚生労働省、国土交通省による連名通知の概要

本通知では、全国の地方公共団体に対し、容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設等併設のモデル事例等を周知するとともに、留意事項を付したうえで、保育施設の適切な確保を図っていただくよう依頼を行った。

### 3. 地方公共団体の先行事例 (横浜市)

ここでは、通知の以前からマンションへの保育施設等の設置促進に向けて、先行して取り組んでいる事例として、横浜市の「地域子育て応援マンション認定制度」を紹介する。(図2)

横浜市では、保育所等の子育て支援施設を併設したマンションについての認定制度を創設している。住宅の広さや遮音性、バリアフリー等の住宅性能を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンションを『横浜市地域子育て応援マンション』として、分譲・賃貸、新築・既存を問わず、広く認定の対象としている。この認定を受けることにより、

(1) 横浜市ホームページによる紹介や認定マークの活用により、マンションの販売・賃貸の際に子育て世帯向け物件としてPRできる。

(2) 公開空地の整備など一定の条件を満たす計画

については、「市街地環境設計制度※」を活用し、保育所等の一部の子育て支援施設部分の容積加算などを受けることができる。

※「市街地環境設計制度」・敷地内に歩道や広場（公開空地）を設けるなど、総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さや容積率を緩和することで、良好な市街地環境の形成を誘導する制度。(根拠法令：建築基準法第59条の2（総合設計制度）等）(横浜市ホームページより)

(3) 住宅購入者は一部の金融機関において、住宅ローンの金利優遇を受けることができる。

さらに、上記に加え、200戸以上（一部の区については100戸以上）の大規模マンションを開発する場合には、「横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱」に基づき、

(4) マンションの計画初期段階で、保育施設の立地やニーズについて必要性の判断を受けることができる。

(5) 保育の運営事業者を選定する際に、市の支援（ホームページによる物件紹介）を受けることができる。

といったメリットを受けることが可能となる。

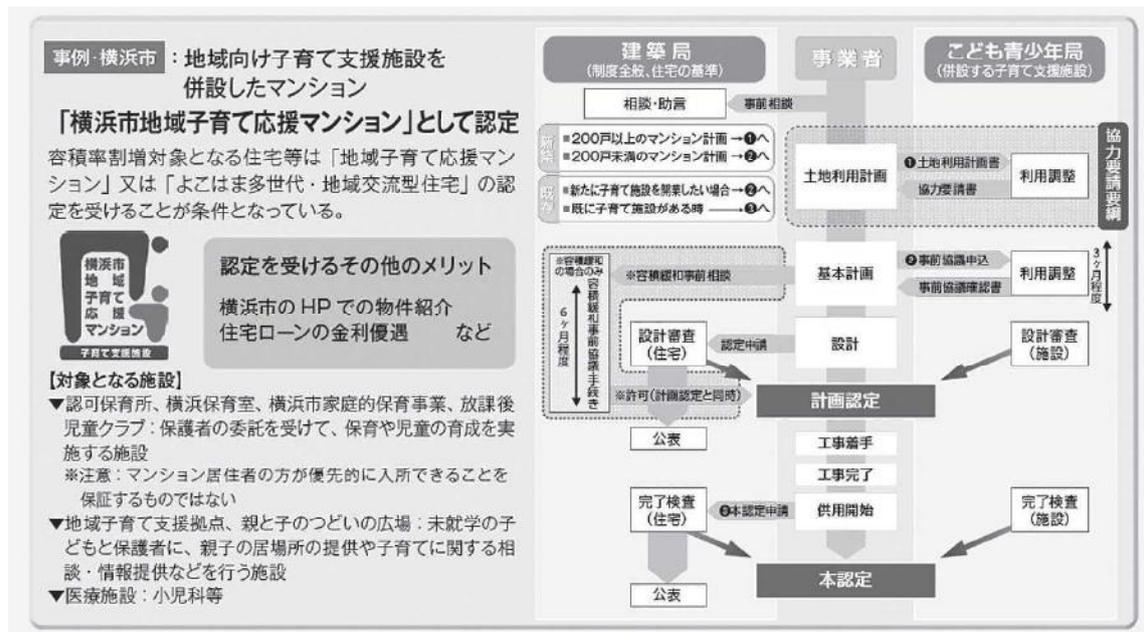


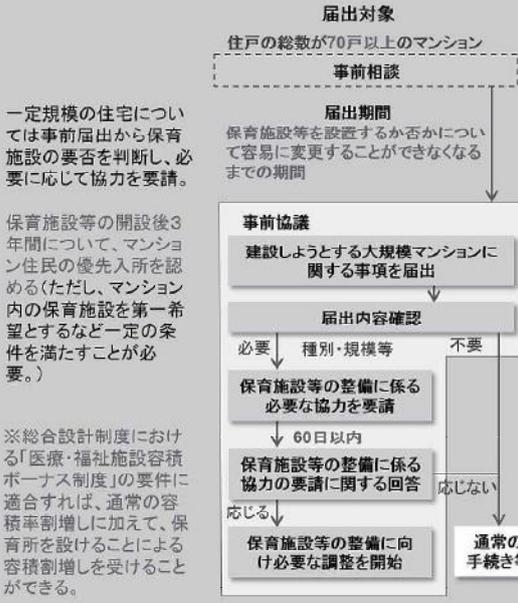
図2 地域子育て応援マンション認定制度におけるインセンティブ (横浜市) 国土交通省パンフレットより



条例に基づく事前協議と認可保育所優先入所の特例

**事例・大阪市** : インセンティブとして設置保育所へのマンション住民の優先入所を認める

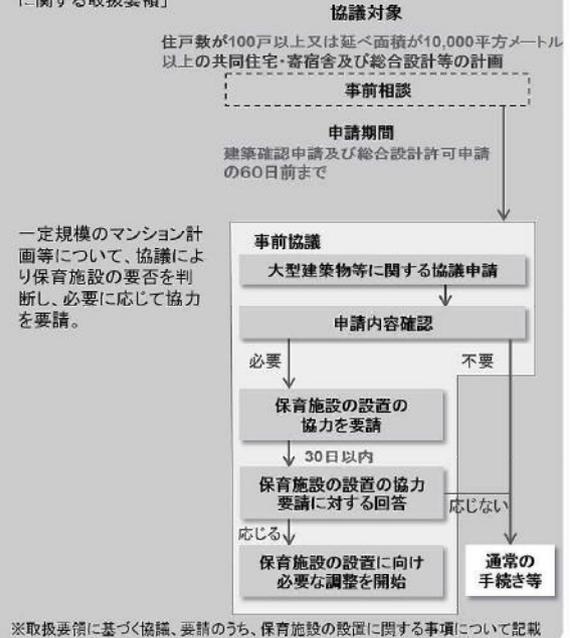
「大阪市大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応するための保育施設等整備に係る事前協議に関する条例」



大型建築物等に関する取扱要領に基づく事前協議

**事例・文京区** : 一定規模以上のマンション計画等に対し必要に応じて保育施設の設置について協力を要請

「文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱に基づく大型建築物等に関する取扱要領」



駅周辺の高さ制限の特例緩和によるまちづくり誘導

**事例・守山市** : 駅周辺の高度地区の指定と合わせ、特例緩和措置基準に地域貢献施設の設置を義務付け(平成31年3月29日より施行)

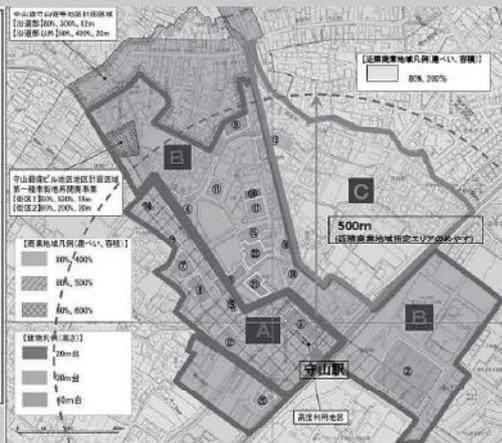
◆高度地区による高さの制限とその緩和によるまちづくり誘導

	用途地域・容積率	上限値	緩和値
A	駅前中心 商業600%	25m	上限値設定無
B	駅前周辺 商業500%	20m	
	商業400%		
C	駅前周辺 近隣商業200%	20m	
	沿岸観光地 商業400%	25m	上限値設定無
	工業地域 工業系	25m	31m
	一般市街地 近隣商業300%	20m	31m
	近隣商業200%	15m	20m
	住居系200%		
	市街化調整区域	13m	上限値設定無

このうち、民間開発の意欲が旺盛な地域を早期に実施  
用途地域「商業」(駅前中心A、駅前周辺B)  
上記影響を受けることが想定される徒歩圏の近隣商業地域(駅から500m)を同時に実施  
用途地域「近隣商業」(駅前周辺C)

[A] 駅前中心 商業600% :25m  
 [B] 駅前周辺 商業500%、400% :20m  
 [C] 駅前周辺 近隣商業200% :20m

※現行上限値は厳しく設定し、緩和措置適用へ誘導する。



(「市街地環境配慮の特例」に関する基準) ※下記全ての項目は必須条件。

- ① 地域貢献施設(店舗・医療・介護福祉・子育て施設等)のいずれかを含み、かつ、誘導用途を一定割合以上確保
- ② 近隣紛争の防止から、建築物および駐車場等の近隣建築物への配慮
- ③ 道路幅員に応じた壁面後退
- ④ 公園広場川沿い等空地確保や、駐車場の壁面緑化措置やその他道路沿いの緑化

(図・表 守山市ホームページより)

図4 地方公共団体の取組事例(各都市資料をもとに作成)

合の特例のひとつ、「市街地環境配慮の特例」の基準において、壁面後退、空地の確保、緑化等と合わせて、子育て施設を含む「地域貢献施設」の設置を義務付けている。

高度地区による高さ制限とその緩和により、居住環境の向上や市街地環境の改善、中高層建築物の建設を原因とする近隣紛争の未然防止と合わせ、医療・福祉・商業等、地域貢献に資する都市機能の誘導を図ろうとするものである。

待機児童解消に向けた保育所の設置ニーズの高まりを背景に、大規模マンションにおける保育施設等の併設を促進する地方公共団体のこうした取組は、今後も増えてくるものと見込まれる。

なお、国土交通省では、2017年（平成29年）10月18日の文書発出後に、大規模マンションへの保育所等の設置促進に向けて、地方公共団体の先進事例や設置に向けた留意点、開発事業者の声などをまとめたパンフレットを作成している。

「子育てを社会全体で支えよう！（大規模マンションにおける保育施設の設置促進について）（平

成30年3月版）」

[http://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/toshi\\_city\\_plan\\_fr\\_000029.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_fr_000029.html)

パンフレットにも記載のあるとおり、大規模マンションへの保育所等の設置促進に向けては、日頃からの行政各部門での連携・情報共有や、開発事業者と行政関係部局が早い段階で協議できる仕組みづくり、条例や都市計画手法などを活用した保育施設の誘導手法などが考えられるので、各地方公共団体の今後の検討の参考にされたい。

## 6. おわりに

本稿で紹介した大規模マンションへの保育施設設置促進に向けた全国を取組は、「保育の受け皿拡大」に向けたさまざまな取組のうちの一つに過ぎないが、本稿が、全国の地方公共団体による、地域の特性に応じた効果的で実効性のある保育所設置促進制度の検討の一助になれば幸いである。  
(ゆきの ともゆき)

子保発 0214 第 1 号  
令和 2 年 2 月 14 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（公 印 省 略）

保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の  
保育士配置の考え方について（通知）

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 66 号）において、その施行後 5 年を目途として検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされています。

これを受け、子ども・子育て会議において検討を重ねた結果、令和元年 12 月 20 日に「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について」（以下「対応方針」という。）が取りまとめられました。

対応方針においては、『保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、「市町村や保護者から連絡があった場合に備えて確実な連絡手段や体制が確保されていること」など連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化すべきである。』とされたところです。これを踏まえ、保育所等における利用乳幼児が以内時間帯の保育士配置について、下記のとおり考え方を取りまとめましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏なきようご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 現行の保育士配置に係る規定

保育所等における保育士等の職員配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）において、事

業類型ごとに利用乳幼児に応じた保育士の配置を求めているところ。その規定内容は別表のとおり。

## 2. 利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置について

現行の規定においては、設備運営基準第33条第2項ただし書等、保育所等における保育士の配置を担保するための規定を設けているところ。当該規定の趣旨は、設備運営基準第33条第2項に基づき算出される配置すべき職員数にかかわらず、利用乳幼児に対して保育を提供するために必要な保育士の配置を確保するものであり、施設が開所する全ての時間帯において保育士を配置することを求めるものではない。

保育所等において、開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、保育士の配置を求めないこととする 것도差し支えない。ただし、この場合においても、突発的な事由により、自治体又は保護者から保育所に対して至急連絡を取る必要が生じた際に、少なくとも保育所等の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。

なお、保育所等においては、保育の必要性認定により市町村が認定した保育必要量の範囲内で、各保護者の希望に応じた保育の提供がなされるべきものであり、上記の取扱いを実施するに当たっては、当該取扱いの実施により、各保護者の希望に基づく保育所等の利用が阻害されることがないように、十分に配慮する必要があることに留意すること。

(別表)

施設類型	現行の規定
保育所	<p>第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、<u>保育所一につき二人を下ることはできない。</u></p>
小規模A型	<p>第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p>

	<p>2 <u>保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</u></p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>	
小規模B型	<p>第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</u></p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>	
事業所内 保育事業	利用定員 20人以上	<p>第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。</u></p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法</p>

		<p>第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>
<p>利用定員 19 人 以 下</p>		<p>第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</u></p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>

子発 0214 第 2 号  
令和 2 年 2 月 14 日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（ 公 印 省 略 ）

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」  
の一部改正について

家庭的保育事業等については、従来、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」（平成 27 年 6 月 3 日付け雇児保発 0603 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「通知」という。）において、その職員の要件等を示しているところです。

今般、「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について」（令和元年 12 月 10 日子ども・子育て会議）を踏まえ、通知の一部を別紙のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知します。

貴職におかれては、改正内容について御了知の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、管内関係機関、管内市町村（特別区を含む。）及び関係団体等に対する周知をお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

改正前	改正後
<p>1 家庭的保育事業に係る職員の要件</p> <p>(1) 家庭的保育者 (略)</p> <p>(2) 家庭的保育補助者 設備運営基準第 23 条第 3 項の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」については、次のとおりとすること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>1 家庭的保育事業に係る職員の要件</p> <p>(1) 家庭的保育者 (略)</p> <p>(2) 家庭的保育補助者 設備運営基準第 23 条第 3 項の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」については、次のとおりとすること。</p> <p><u>また、家庭的保育補助者になることを希望する者が研修を受講する時期については、当該者が家庭的保育事業に従事するまでの期間に受講することを原則とすること。ただし、市町村長が行う研修の実施頻度が低いこと等により、当該者が家庭的保育補助者として家庭的保育事業に従事するまでの期間に研修を受講することが困難な場合においては、家庭的保育事業に従事した後に市町村により研修が実施され次第速やかに当該研修を受講し、修了することとして</u> <u>いる者について、当該研修を修了するまでの間、家庭的保育補助者として取り扱って差し支えないこと。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨及び内容

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議。以下「対応方針」という。）において、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされた。

これを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を改正し、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該家庭的保育事業者等に確保することが求められている、卒園後の受入先確保のための連携施設、及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する定めについて、対応方針に沿った見直しを行うほか、所要の改正を行う。

2. 根拠条文

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項

3. 施行期日等

公布日：令和2年3月下旬（予定）

施行日：令和2年4月1日

# 2020（令和2）年度の公定価格の改定（案）

## 公定価格全般に関する事項

### ○公定価格の設定方法（全施設・事業所共通）

現行の「積み上げ方式」を維持する。

### ○旧副食費の取扱い（保育所、認定こども園（2号認定））

令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に残された旧副食費相当額の一部（681円）については、令和2年度においても減額しない。また、公定価格における経費の位置付けについては、事業費から人件費に変更する。

### ○土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し【参考1】（保育所、認定こども園（保育認定）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）

月の全ての土曜日に閉所している場合に限り適用している減算調整について、その月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。

### ○地域区分の改善【参考2】（全施設・事業所共通）

国家公務員等の地域手当の支給割合の設定がある地域で、支給割合がより高い地域に困まれている場合には、当該地域を困んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる。制度施行時に設けられた現在の経過措置については継続。

### ○減価償却費加算に係る地域区分の改善（保育所、認定こども園（保育認定）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）

地域区分（4区分）を廃止し、加算額を最も高い区分の単価に統一する。

＜現行＞

区分	加算額	都道府県
A区分	標準	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
	都市部	
B区分	標準	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
	都市部	
C区分	標準	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
	都市部	
D区分	標準	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
	都市部	

＜見直し後＞

区分	加算額	都道府県
標準	2,800	全都道府県
都市部	3,100	



※加算額は定員90人の場合。

## ○所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組入れ（保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業）

施設長・管理者の person 費相当額について、現行の所長設置加算・管理者設置加算から基本分単価に組み入れる。併せて、施設長・管理者が設置されていない場合の減算調整措置を設け、現行の所長設置加算・管理者設置加算の要件を満たさない施設・事業所については、施設長・管理者の person 費相当額を減額する。

### <減額調整措置の適用要件>

施設長（管理者）が以下のいずれかに当てはまる場合

- ・児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者ではない場合
- ・常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない場合
- ・委託費又は給付費からの給与支出がない場合

## ○チーム保育加配加算の算定方法の改善【参考3】（認定こども園）

認定こども園におけるチーム保育加配加算について、認定こども園として3歳以上子ども（1号認定及び2号認定）にチーム保育を安定して提供できるよう、1号認定子ども1人当たりの単価から3歳以上子ども1人当たりの単価に算定方法を見直す。

## ○幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算調整措置の廃止（認定こども園）

平成27年度の制度施行後も引き続き2人の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する加算調整措置（施設長1人分の person 費相当額を加算）について、経過措置期間（令和2年3月31日まで）の終了に伴い廃止する。

## 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

### 〇処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減【参考4】（全施設・事業所共通）

#### （1）処遇改善等加算Ⅱの要件緩和

施設・事業所の実態に即したより柔軟な賃金改善が可能となるよう、月額4万円の賃金改善が必要な職員数について、現行の「月額4万円に係る加算額の算定対象人数（人数A）の1/2（端数切捨て）以上」から「1人以上」に引き下げる。

※職員の数が少なく、現行でも月額4万円の賃金改善が必要な職員数が零人となっている事業所については、引き続き零人とする。

#### （2）処遇改善等加算における基準年度の見直し

賃金改善の起点となる基準年度について、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱともに、「加算当年度の前年度」（例：令和2年度加算の場合、令和元年度）に見直し、基準年度適用に伴う事務処理や関係文書の長期保管の負担軽減を図る。

毎年度の賃金改善の確認（加算額と賃金改善額の比較）は、当該施設・事業所において加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化して行う。なお、過去に講じた処遇改善に係る部分は、前年度の賃金水準に包含される。

※ 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難い施設については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。（令和2年度は、現行の基準年度も可。）

※ 前年度に処遇改善等加算を取得していない場合は「直前の加算を取得した年度」とする。（新たに処遇改善等加算を取得する場合は取扱いが現行と同じ。）

※ 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

※ 会計検査院指摘【参考資料5】を踏まえ、処遇改善等加算の前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払を確認する。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用予定。

#### （3）処遇改善等加算の認定権限の移譲

処遇改善等加算の認定権限について、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合には、当該市町村に移譲する。

### 〇夜間保育加算の拡充【参考6】（保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業）

夜間保育所のより安定した経営の構築のため、夜間保育加算の充実を図る。

### 〇休日保育加算の要件緩和（共同保育の加算対象化）【参考7】（保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業）

単一の施設・事業所において休日等を含めて年間を通して開所する場合のほか、輪番制など共同保育により年間を通じて保育を提供する体制を確保している場合についても、共同保育に取り組み各施設・事業所を加算対象とする。

### 〇高齢者の活躍の促進（入所児童処遇特別加算の名称変更）（保育所、認定こども園（保育認定））

高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」について、名称を「高齢者等活躍促進加算」に変更する。

## 教育・保育の質の向上に関する事項

○栄養管理加算の拡充【参考8】（幼稚園、保育所、認定こども園（保育認定）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）

現行、栄養士の雇用形態に関わらず一律で年額12万円となっている栄養管理加算について、栄養士を雇用した場合には週3日程度の費用に加算額を引き上げる。

また、栄養士が、公定価格上算定されている調理員を兼務している場合についても一定額を加算することとする。

加えて、これまで3月の公定価格のみに加算することとしていた仕組みを見直し、各月の公定価格に加算することとする。

○チーム保育推進加算の要件緩和【参考9】（保育所）

保育所におけるチーム保育推進加算の取得に必要な職員の経験年数に関する要件について、「15年以上」から「12年以上」に緩和する。

○給食実施加算の見直し【参考10】（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定））

自園の設備を活用してきめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の加算額を充実する。

また、外部搬入により給食を提供する場合の加算額を見直す。

○主幹教諭等専任加算の要件緩和【参考11】（幼稚園）

主管教諭等専任加算の取得に必要な複数の事業実施の要件に、幼小連携に関する取組を追加する。

○施設関係者評価加算の見直し【参考12】（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定））

公開保育と一体的に学校関係者評価を実施する場合の加算額を拡充する。

また、実施が義務付けられている自己評価を行っている場合には、加算を適用しないよう見直す。

# 土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し

- 保育認定子どもに係る公定価格では、基本分単価等において、月曜日から土曜日までの週6日、年間約300日の開所を想定しつつ、利用希望がないなどにより土曜日に閉所する場合、公定価格を減算する調整措置を設けている。
- この調整措置は現在、月を通じて土曜日に閉所する場合に限って適用しているところ、当該月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。
- なお、他の保育所等との共同保育により利用希望者の保育を確保した場合は、閉所日数に含めない。

## <イメージ>



## 【減算要件】

	現行	見直し後
減算調整の対象となる施設の要件	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望がないなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望がないなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。 また、開所しているも、保育の提供をしていない場合には閉所しているものとして取り扱う。
公定価格の減算の割合 ※定員90人・6/100地域の保育所の例	7/100	当該月の土曜日に閉所した日数に応じた割合 ・ 1日 2/100 ・ 2日 3/100 ・ 3日以上 5/100 ・ 全て 6/100

※令和2年度から所長設置加算を基本分単価に組み入れることとしている影響により、「現行」の減算率と「見直し後」の全ての土曜日に閉所した場合の減算率が異なっている。

# 地域区分の改善

【参考 2】

○公定価格における地域区分は、現在、以下のとおり設定している。

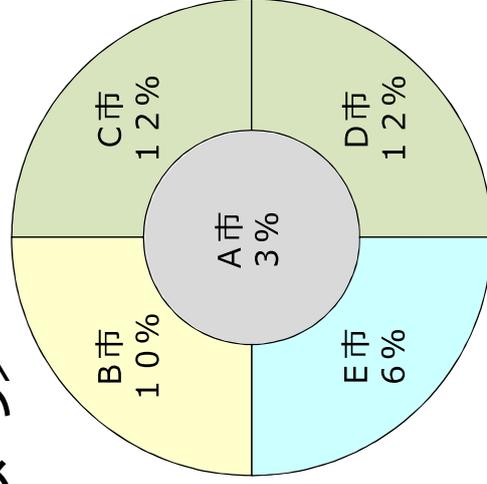
- ・ 国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠する。【基本ルール】
  - ・ 国家公務員等の地域手当の設定がない市町村について、設定がある市町村に複数隣接し、又は囲まれている場合には、隣接している市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げる。【補正ルール①】
- ※平成27年度の制度施行時の経過措置（上記設定方法により地域区分が下がる市町村等）あり。

○上記に加え、令和2年度から、次の仕組みを設ける。

- **新**・ 国家公務員等の地域手当の設定が**ある**市町村についても、より支給割合の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げる。【補正ルール②】

※経過措置は継続。

## <イメージ>



【基本ルール】 3%

【補正ルール①】 A市に地域手当の設定があることから、適用されない。



**新** 【補正ルール②】

囲んでいる市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分（E市：6%）まで引き上げる。

## 【補正ルール②により地域区分が引き上がる市町村】

- ・ 東京都三鷹市：10%→15%
- ・ 愛知県東郷町：6%→10%
- ・ 京都府向日市：6%→10%
- ・ 神奈川県三浦市：6%→10%
- ・ 愛知県飛島村：3%→6%
- ・ 京都府大山崎町：3%→6%
- ・ 神奈川県葉山町：6%→10%
- ・ 三重県木曾岬町：3%→6%
- ・ 大阪府藤井寺市：6%→10%

※補正ルール②を今後適用するが、地域区分が変わらない市町村（現在は経過措置）

- ・ 神奈川県綾瀬市：10%
- ・ 大阪府摂津市：10%
- ・ 広島県府中町：10%

# チーム保育加配加算の算定方法の改善

【参考3】

- 認定こども園におけるチーム保育加配加算は、現在、3歳以上子ども（1号認定及び2号認定）の合計定員に応じた加配に必要な経費を積算し、これを1号認定子ども1人当たりの単価で算定しており、子どもの認定区分が1号から2号に変わると、同じ3歳以上児数でも加算額が減少する課題が生じている。
- 認定こども園として3歳以上子どもに質の高いチーム保育を安定して提供することができるよう、令和2年度から、3歳以上子ども1人当たりの単価として算定する方法に見直す。

## 【加算概要】

副担任等の配置、少人数学級編制などのため、公定価格（基本分単価及び他の加算）上の必要数を超えて保育教諭等を配置する場合、3歳以上子ども定員に応じた上限人数※の範囲内で、加配に必要な人件費相当額を加算

※～45人：1人、46～150人：2人、151～240人：3人、241～270人：3.5人、271～300人：5人、300～450人：6人、451人～：8人

## 【算定方法】

現 行	見直し後
$\begin{aligned} & \times \\ & \text{1号認定子ども定員1人当たりの単価} \\ & \times \\ & \text{3歳以上子ども合計定員に応じた加配人数} \\ & \times \\ & \text{1号認定子ども数} \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \times \\ & \text{3歳以上子ども定員1人当たりの単価} \\ & \times \\ & \text{3歳以上子ども合計定員に応じた加配人数} \\ & \times \\ & \text{3歳以上子ども数} \end{aligned}$

## ＜加算額（月額）のイメージ＞

※令和元年度当初単価ベース。6/100地域、上限人数（いずれの場合も2人）どおりの加配を仮定。処遇改善等加算I部分を除く。

	現 行	見直し後
全体で160人定員（1号120人、2号30人、3号10人）で8人が認定変更 ①実員1号112人、2号28人 →②実員1号104人、2号36人	$\begin{aligned} \text{①} & : 3,520 * \times 2 \times 112 = 788,480\text{円} \\ \text{→②} & : 3,520 * \times 2 \times 104 = 732,160\text{円} \\ & *120人定員単価を適用 \blacktriangle 56,320\text{円} \end{aligned}$	$\begin{aligned} \text{①} \cdot \text{②} & : 2,820 * \times 2 \times 140 = 789,600\text{円} \\ & *150人定員単価を適用 \\ & \text{(認定区分変更に伴う減少なし)} \end{aligned}$
全体で110人定員（1号25人、2号65人、3号20人）で2人が認定変更 ①実員1号23人、2号61人 →②実員1号21人、2号63人	$\begin{aligned} \text{①} & : 16,920 * \times 2 \times 23 = 778,320\text{円} \\ \text{→②} & : 16,920 * \times 2 \times 21 = 710,640\text{円} \\ & *25人定員単価を適用 \blacktriangle 67,680\text{円} \end{aligned}$	$\begin{aligned} \text{①} \cdot \text{②} & : 4,700 * \times 2 \times 84 = 789,600\text{円} \\ & *90人定員単価を適用 \\ & \text{(認定区分変更に伴う減少なし)} \end{aligned}$

## 令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善

【参考4】

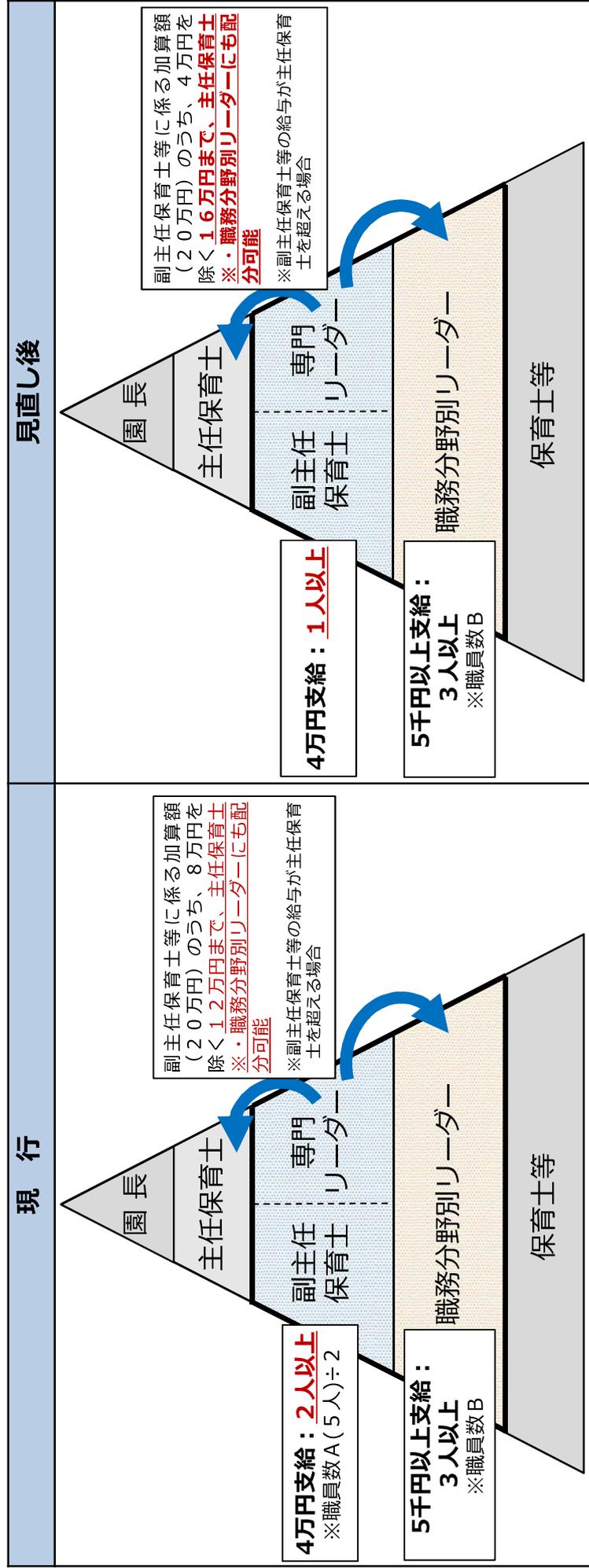
- 各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、保育士等の技能・経験に応じた**処遇改善等加算Ⅱの要件Ⅱ**について、**加算額の配分方法の更なる柔軟化**を図る。
- 事務負担等の軽減を図るため、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通で、賃金改善の算定起点となる**基準年度を「加算当年度の前年度」とする。**

### 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、**実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保すること**を求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、現行の「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「**1人以上**」に緩和する。

※「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

**<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ>** ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）4万円の算定対象人数（職員数A）：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数（職員数B）：3人（一般職員数の1/5）



## 基準年度の見直し

- 処遇改善等加算による賃金改善額について、現行は、**算定の起点となる基準年度**が固定時点となっており、処遇改善等加算ⅠとⅡによっても異なっているが、給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、**処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通**で、基準年度を「**加算当年度の前年度**」に見直す。
- その際、毎年度の賃金改善の**確認（加算額と賃金改善額の比較）**は、当該施設・事業所において**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して行うこととする。
  - ※ 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。（令和2年度は、現行の基準年度も可。）
  - ※ 前年度に処遇改善等加算を取得していない場合は「直前の加算を取得した年度」とする。（新たに処遇改善等加算を取得する場合は現行と同じ。）
  - ※ 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

	現 行	見直し後
基準年度	支援法による確認の効力が生じる年度の前年度（平成26年度以前からある保育所については、平成24年度）	加算当年年度（当該加算の適用を受けようとする年度）の前年度
考え方	賃金改善額（対基準年度） $\geq$ 加算額（全体）	賃金改善額（対加算前年度） $\geq$ 加算額（加算当年年度追加分） ※加算額の追加分がない場合は、現年度の賃金総額が、前年度の賃金水準 + 人件費改定相当分であることが必要
イメージ図	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">             加算当年年度追加分 賃金改善額           </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">             加算当年年度追加分 加算額           </div> </div> <p style="text-align: center;">比較</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">             加算当年年度追加分 賃金改善額 加算当年年度追加分 人件費改定相当分 (H25年度以降) H24 (H28) 年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額           </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">             賃金改善額 人件費改定相当分 (加算当年年度追加分) 加算当年年度追加分           </div> </div> <p style="text-align: center;">比較</p> <p style="text-align: center;">現年度の賃金総額</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">             賃金改善額 人件費改定相当分 (加算当年年度追加分)           </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">             加算額 (加算当年年度追加分)           </div> </div> <p style="text-align: center;">比較</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">             前年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額           </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">             賃金改善額 人件費改定相当分 (加算当年年度追加分)           </div> </div> <p style="text-align: center;">比較</p> <p style="text-align: center;">現年度の賃金総額</p> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">※前年度以前の加算額相当の賃金改善については、「前年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」に包含。（前年度の加算額に残額が生じている場合は当該残額を加える。）</p>

- 一方で、「子育て支援に関する行政評価・監視」（平成30年11月 総務省行政評価局）において、一部の保育従事者等に偏った賃金改善がなされているなど加算の目的に照らして不適切と考えられる事案があったとの指摘を受けている。
- このため、基準年度の見直しと併せ、処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう、昨年11月に示した**職員ごとの賃金改善額を承認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として通知上で位置付け**、令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用する。
- 加えて、現行、都道府県、指定都市及び中核市が行うことになっている**処遇改善等加算の認定に係る事務・権限に關して、認定事務等を円滑に行うため、都道府県と加算認定の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合に、当該市町村に委譲することを可能**とする。  
 なお、施設・事業所に所在地外の市町村からの広域利用者がいる場合であっても、他の加算と同様に施設・事業所の所在地市町村において加算認定に係る事務を行うこととし、広域利用者の居住地市町村に対しては、適宜、認定の見通し、結果等を知らせることとする。

# 「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」(令和元年12月20日会計検査院)

## 1. 主な検査結果

子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況について

処遇改善等加算の残額が生じた施設や翌年度も残額も賃金改善に充当されていない施設が一定程度あった。

### ○処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)関係

平成28・29年度に残額が生ずるなどした施設の割合  
 うち、翌年度も賃金改善に当てられなかったなどした施設の割合  
 平成28年度：10.5%、平成29年度：12.9%  
 平成28年度：23.6%、平成29年度：36.1%  
 (両年度計357施設、6億1477万円)

賃金改善総額が適切に算定されていなかった要因に関する抽出検査の事例

基準年度賃金総額に、国家公務員の給与改定に伴う人件費の改定状況を踏まえた部分を加えていなかった  
 (平成29年度：62施設中44施設)  
 基準年度における賃金水準として、同種同等の職員の賃金に当てはめず、基準年度当時の職員自身の賃金を用いた  
 (平成29年度：62施設中15施設)

### ○処遇改善等加算Ⅱ関係

平成29年度に残額が生ずるなどした施設の割合  
 うち、翌年度も賃金改善に当てられなかったなどした施設の割合  
 36.0%  
 17.5% (計303施設、5901万円)

## 2. 所見

内閣府において、保育士等の処遇改善に当たり、処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)及び処遇改善等加算Ⅱに残額が生ずるなどした場合に、保育所等がその全額を翌年度に職員の賃金改善に充てているか確認等を行うとともに、残額を確実に職員の賃金改善に充てるよう保育所等に対して指導等を行うなどするよう市町村に周知すること。

上記を踏まえ、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認する。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用予定。

# 夜間保育加算の拡充

【参考6】

- 夜間保育所等に特有の業務や経費があることに鑑み、夜間保育所のより安定した経営の構築のため、夜間保育加算の充実を図る。

## 【加算概要】

夜間保育所を行う保育所等に対し、夜間保育特有の業務等に要する費用の相当額を加算。

### <夜間保育所等の主な要件>

設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。
開所時間	原則として11時間とし、おおよそ10時までとすること。 ※前後の時間については延長保育事業により対応。

【加算額】 ※処遇改善等加算I除く。また、「年間」については子どもの数については一定の仮定を置いた試算額

定員区分	認定区分	現行	
		単価 (子ども1人当たり月額)	1施設当たり 年間加算額
20人	2号認定	26,670	約1620万円
	3号認定	24,990	
21人~30人	2号認定	20,010	約1690万円
	3号認定	18,330	
31人~40人	2号認定	16,680	約1760万円
	3号認定	15,010	
41人~50人	2号認定	14,690	約1840万円
	3号認定	13,010	
51人~60人	2号認定	13,350	約1910万円
	3号認定	11,680	
61人~70人	2号認定	12,400	約1980万円
	3号認定	10,730	
71人~80人	2号認定	11,690	約1,050万円
	3号認定	10,010	
81人~90人	2号認定	11,140	約1,120万円
	3号認定	9,460	



単価 (子ども1人当たり月額)	見直し後	
	1施設当たり 年間加算額	
30,520	約1710万円	
28,810		
22,630	約1790万円	
20,920		
18,680	約1860万円	
16,970		
16,320	約1930万円	
14,600		
14,740	約1,000万円	
13,020		
13,610	約1,080万円	
11,900		
12,760	約1,150万円	
11,050		
12,110	約1,220万円	
10,390		

# 休日保育加算の要件緩和（共同保育の加算対象化）

【参考7】

- 休日保育加算について、現在は、単一の施設・事業所において休日等を含めて年間を通じて開所することを加算の要件としているが、複数の保育所等の共同保育により年間を通じて保育を提供する体制を確保している場合についても、共同保育を実施する各施設・事業所を加算対象とする。

## 【加算概要】

休日等（日曜日及び国民の祝日・休日）に保育を行う市町村が指定した保育所等に対し、必要な費用相当額を加算。

## 【加算要件】

	現 行	見直し後
<b>加算要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。</li> <li>・ 児童福祉施設設備運営基準に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。</li> <li>・ 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</li> <li>・ 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日等を含めて年間を通じて開所する施設（<u>複数の特定教育・保育施設及び地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く）の共同により年間を通して開所する施設（以下「共同実施設」という。）を含む。</u>）を市町村が指定して実施すること。</li> <li>・ 児童福祉施設設備運営基準に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。</li> <li>・ 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</li> <li>・ 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。</li> </ul>
<b>加算額の算定方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域区分及び休日保育の年間延べ利用子ども数に応じた加算額</li> <li>※ 「休日保育の年間延べ利用子ども数」は、平日に他の保育所等を利用する子どもの利用数を含み、当該年度の利用見込みによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域区分及び休日保育の年間延べ利用子ども数に応じた加算額</li> <li>※ 「休日保育の年間延べ利用子ども数」は、平日に他の保育所等を利用する子どもの利用数を含み、当該年度の利用見込みによる。</li> <li>※ <u>共同実施設に係る「休日保育の年間延べ利用子ども数」については、それぞれの施設において開所する休日保育の利用子ども数の見込みにより算定する。</u></li> </ul>

# 栄養管理加算の拡充

【参考 8】

○ アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。

## 【加算概要】

食事の提供に当たり、栄養士を活用してアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。

## 【加算要件・加算額】

	現 行	見直し後												
加算要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、<u>調理員</u>として栄養士を雇用している場合も対象となる。</li> <li>・ <u>年間を通じて活用している場合に対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、<u>調理員等</u>として栄養士を雇用している場合も対象となる。</li> </ul>												
加算額	<p>年額 <u>1 2 万円</u></p> <p>※ <u>3 月分の公定価格に加算</u></p>	<p>&lt;イメージ&gt; 以下のいずれかの単価を加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>保育所等、認定こども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合)</td> <td>約 <u>8 0 万円</u></td> <td>約 <u>9 0 万円</u></td> </tr> <tr> <td>栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合)</td> <td>約 <u>5 0 万円</u></td> <td>約 <u>6 0 万円</u></td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td><u>1 2 万円</u></td> <td><u>1 2 万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の1/12の金額を各月の公定価格に加算</p>		幼稚園	保育所等、認定こども園	栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合)	約 <u>8 0 万円</u>	約 <u>9 0 万円</u>	栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合)	約 <u>5 0 万円</u>	約 <u>6 0 万円</u>	上記以外の場合	<u>1 2 万円</u>	<u>1 2 万円</u>
	幼稚園	保育所等、認定こども園												
栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合)	約 <u>8 0 万円</u>	約 <u>9 0 万円</u>												
栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合)	約 <u>5 0 万円</u>	約 <u>6 0 万円</u>												
上記以外の場合	<u>1 2 万円</u>	<u>1 2 万円</u>												

# チーム保育推進加算の拡充

【参考9】

- 保育所におけるチーム保育体制の整備を一層推進するため、チーム保育推進加算の取得に必要な職員の平均経験年数に係る要件を「15年以上」から「12年以上」に緩和する。

## 【加算概要】

チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

## 【加算要件】

現 行	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「必要保育士数」（基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置していること。</li> <li>・ キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること。</li> <li>・ 職員の平均経験年数が<b>15年以上</b>であること。</li> <li>・ 当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること。</li> </ul> <p>※ チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築することをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「必要保育士数」（基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置していること</li> <li>・ キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること</li> <li>・ 職員の平均経験年数が<b>12年以上</b>であること</li> <li>・ 当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること。</li> </ul> <p>※ チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築することをいう。</p>

# 給食実施加算の見直し

【参考10】

- 給食実施加算について、1号認定子どもに対する給食の実施状況に応じた仕組みとなるよう、
  - ・ きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算額を充実
  - ・ 外部搬入により給食を提供する場合、配膳等に係る経費相当額のみを措置

<幼稚園における給食実施形態> (令和元年度経営実態調査より)  
 自園調理 (調理員雇上げ) : 11.0%、自園調理 (外部委託) : 8.8%、外部搬入 : 66.2%、未実施 : 13.8%

## 【加算要件】

- ・ 1号認定子どもに対する給食を実施している施設に加算する。

※子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とする (保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。

※給食の実施方法 (業務委託、外部搬入等) は問わない。

## 【加算額】

現行		見直し後	
定員区分に応じて以下の金額		定員区分に応じて以下の金額	
定員区分	年額加算額	定員区分	年額加算額
~60人	約123万円	~60人	約246万円
61人~75人	約135万円	61人~75人	約258万円
76人~90人	約147万円	76人~90人	約270万円
91人~105人	約160万円	91人~105人	約283万円
106人~120人	約172万円	106人~120人	約295万円
121人~135人	約184万円	121人~135人	約307万円
136人~150人	約197万円	136人~150人	約320万円
151人~180人	約209万円	151人~180人	約332万円
181人~210人	約221万円	181人~210人	約344万円
211人~	約246万円	211人~	約369万円

施設内の調理設備を使用して  
きめ細かに調理を行っている施設

外部搬入により給食を  
実施している施設

# 主幹教諭等専任加算の要件緩和

【参考11】

○ 幼小連携を通じた教育・保育の質の向上に向けた取組を評価するため、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても幼稚園が主幹教諭等専任加算を取得できるよう、要件を弾力化する。

※認定こども園の減算調整に係る要件についても、併せて同様に見直す

(主幹教諭等専任加算相当額を基本分単価に算入し、当該加算に係る要件を満たさない場合に減算調整を行っている。)

## 【加算概要】

主幹教諭等を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、必要教員数を超えて代替教員（非常勤講師等）を配置する施設に対し、代替教員の配置に要する費用について加算する。

## 【加算要件】

現 行	見直し後
<p>以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>I 幼稚園型一時預かり事業（私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。）</p> <p>II 一般型一時預かり事業（私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。）</p> <p>III 満3歳児に対する教育・保育の提供</p> <p>IV 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供</p>	<p>以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>(I～IV 修正なし)</p> <p>(V) 年間を通じた継続的な小学校との連携・接続に係る取組であって、以下の全ての要件を満たすもの</p> <p>(ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。</p> <p>(イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動が年間を通じ複数回計画・実施されていること。</p> <p>(ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</p>

【加算額】 ※処遇改善等加算 I を除く。

年額約130万円

# 施設関係者評価加算の見直し

【参考12】

- 学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、
    - ・ 公開保育の取組と学校関係者による評価を一体的に実施する施設の加算額を拡充（自己評価の実施を前提）
    - ・ 実施が義務付けられている自己評価を行っていない施設への加算適用を見直し
- ※施設関係者評価：自己評価の結果を踏まえた当該幼稚園等の児童の保護者その他の当該幼稚園等の関係者（当該幼稚園等の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表する。
- 自己評価：幼稚園等の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表する。

## 【加算概要】

保護者その他の幼稚園等の関係者（幼稚園等職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する施設に対し、これらに要する費用を加算する。

## 【加算要件・加算額】

	現 行	見直し後
加算要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者その他の幼稚園等の関係者（幼稚園等職員を除く。）による評価（施設関係者評価）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表。</li> <li>・ 評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>自己評価を実施するとともに</b>、保護者その他の幼稚園等の関係者（幼稚園等職員を除く。）による評価（施設関係者評価）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表。</li> <li>・ 施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、<b>自己評価の結果に基づき実施するとともに</b>、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施。</li> </ul>
加算額	年額約6万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>公開保育の取組と施設関係者評価を組み合わせる実施（※）する施設</b> 年額約30万円</li> <li>・ 上記以外の施設関係者評価を実施する施設 年額約6万円</li> </ul> <p>※幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園等の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に評価者に評価者を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設</p>